

大分県報

令和五年
三月七日
（一六）

（火曜日）

目次

公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部改正……………一
警察本部訓令

大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令の一部改正……………一
大分県警察の組織に関する訓令の一部改正……………二

○公安委員会規則

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月7日

大分県公安委員会委員長 岩 本 光 生

大分県公安委員会規則第1号

大分県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

大分県警察の組織に関する規則（平成6年大分県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表の会計課の項中「会計監査室」を「会計企画・支援・監査室」に改め、同表の警備運用課の項中「航空隊」を「警衛警護室 航空隊」に改める。

第5条の表の首席師範の項中「採用・育成企画室」を「警務課」に改め、同表の被害者連絡調整官の項中「警視」の次に「又は警部」を加え、同表の師範の項中「採用・育成企画室」を「警務課」に改める。

第9条第16号中「警察職員の公務災害補償」を「警察術科の企画及び実施」に改め、同条中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号から第24号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に

次の1号を加える。

(5) 警察職員の公務災害補償に関すること。

第19条に次の1号を加える。

(6) 警察犬の運用に関すること。

第31条の6（見出しを含む。）中「会計監査室」を「会計企画・支援・監査室」に改める。

第31条の8中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 財産の取得、管理及び処分に関すること。

第32条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第41条の次に次の1号を加える。

（警衛警護室の分掌事務）

第41条の2 警衛警護室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 警衛に関すること。

(2) 警護に関すること。

第50条第1項第2号を削り、同項第3号中「大分県警察署」の次に「、別府警察署」を加え、同号を同項第2号とし、同項中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第4号

警察本部
警察学校

大分県警察総合企画運営委員会の設置に関する訓令（平成5年大分県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月7日

大分県警察本部長 種 田 英 明

第2条第3項中「警察学校長」の次に「、警務部総括参事官、警務部参事監」を加える。

附 則

令和五年三月七日

大分県報号外（公安委規則・警察本部訓令）

この訓令は、令和5年3月7日から施行する。

大分県警察本部訓令第5号

警察本部
警察学校
警察署

大分県警察の組織に関する訓令（平成6年大分県警察本部訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月7日

大分県警察本部長 種田 英明

第3条第1項の表中

「会計監査室 監査係、出納係、指導係」を

「会計企画・支援 企画・支援係、監査係、出納係、指導係・監査室」に改め、同表の

施設整備課の項中「管財係」を削り、「営繕・施設係」を「管財係、営繕・施設係」に改め、同表の警務課の項中「給与係」の次に「術科教養係」を加え、「術科教養係」を削り、同表の捜査第一課の項中「窃盗犯特別捜査班」を「盗犯特別捜査班」に改め、同表の鑑識課の項中「写真係」の次に「警察犬係」を加え、同表の警備運用課の項中「警衛・警護係」を削り、同項中

「航空隊 航空係、整備係」を

「警衛警護室 警衛・警護係
航空隊 航空係、整備係」に改め、同表の

機動隊の項中「総務係」の次に「警備実施係」を加える。

第4条の表中

「参事」	警務課	事務職員	(1) 警察職員の給与及び退職手当並びに公務災害補償に関すること。 (2) 公安委員会規則、訓令等の案の審査並びに文書事務の指導及び改善に関する
------	-----	------	---

術科指導官	採用・育成企画室	警視	(1) 術科教養の指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
			(3) 情報の公開及び個人情報情報の保護に関すること。 (4) その他上司の命を受けた事務に関すること。

術科指導官	警務課	警視	(1) 術科教養の指導及び推進に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
参事	警務課	事務職員	(1) 警察職員の給与及び退職手当に関すること。 (2) 公安委員会規則、訓令等の案の審査並びに文書事務の指導及び改善に関すること。 (3) 情報の公開及び個人情報情報の保護に関すること。 (4) その他上司の命を受けた事務に関すること。

め、同表の主席師範の項及び師範の項中「採用・育成企画室」を「警務課」に改め、同表のサイバー犯罪事件捜査指導官の項中「警部」を「警視」に改め、同表の被害者連絡調整官の項を削り、同表の暴走族対策官の項の次に次のように加える。

被害者連絡調整官	交通指導課	警部	(1) 交通事故被害者等に係る被害者支援の総括及び指導に関すること。 (2) その他上司の命を受けた事務に関すること。
----------	-------	----	--

第4条の表の国際テロリズム対策官の項中「警視」を「警部」に改める。

別表中

「B」	別府警察署	
「C」	大分東警察署、中津警察署及び日田警察署	

D	大分南警察署及び佐伯警察署								
E	杵築日出警察署、宇佐警察署及び臼杵津久見警察署								
F	豊後高田警察署								
G	国東警察署、玖珠警察署、竹田警察署及び豊後大野警察署								
を									
B	大分東警察署、別府警察署、中津警察署及び日田警察署								
C	大分南警察署及び佐伯警察署								
D	杵築日出警察署、宇佐警察署及び臼杵津久見警察署								
E	豊後高田警察署								
F	国東警察署、玖珠警察署、竹田警察署及び豊後大野警察署								
に改め、同表の									
1及び2を次のように改める。									
1 規則第50条第1項に定める課に置く係及び班の名称									
課の名称	係及び班の名称	警察署の区分							
		A	B	C	D	E	F		
総務課	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係	○	○						
	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係			○	○	○			
総務会計課	総務係、犯罪被害者支援係、警察安全相談係、留置管理係、会計係						○		
会計課	会計係	○	○	○	○	○			
留置管理課	留置管理係	○	○						
生活安全課	生活安全係、人身安全対策係、保安営業係、事件係、少年係	○							
	生活安全係、保安営業係、		○						

事件係、少年係		(別府警察署に限る。)	○	○		
生活安全係、保安営業係		○(別府警察署を除く。)		○		
生活安全刑事課 生活安全係、保安営業係、刑事係、鑑識係、記録係						○
地域課 地域総務係、地域指導係、自動車警ら班、地域係(交番)	○					
地域課 地域総務係、自動車警ら班、地域係(交番、駐在所)	○(別府警察署を除く。)	○				
地域課 地域総務係、自動車警ら班、地域係(交番、駐在所、地域警ら)、交通安全教育係、指導取締係、規制係、事故捜査係、免許係	○(別府警察署に限る。)					
地域課 地域総務係、自動車警ら班、地域係(交番、駐在所)、交通安全教育係、指導取締係、規制係、事故捜査係、免許係	○(宇佐警察署を除く。)					
地域課 地域総務係、自動車警ら班、地域係(交番、駐在所)、交通安全教育係、指導取締係、規制係、事故捜査係、免許係	○(宇佐警察署に限る。)					
地域課 地域総務係、自動車警ら班、地域係(交番、駐在所)、交通安全教育係、指導取締係、規制係、事故捜査係、免許係						○

<p>26 特殊な捜査手法が必要となる詐欺その他の組織犯罪の取締りに関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>27 国際的な犯罪捜査に関すること。</p> <p>28 犯罪被害者支援（知能的犯罪及び暴力団犯罪に係るものに限る。）に関すること（大分中央警察署に限る。）。</p>					<p>23 交通事故事件の捜査及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。</p> <p>24 運転免許の取消し、停止等に関すること（大分中央警察署に限る。）。</p> <p>25 犯罪被害者支援（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p>	交通第二課				
<p>1 交通警察の運営に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>2 交通事故防止対策に関すること。</p> <p>3 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。</p> <p>4 管内における交通事故の分析に関すること。</p> <p>5 道路交通法の施行に関する事務で安全運転管理者等、地域交通安全活動推進委員及び緊急自動車に関すること。</p> <p>6 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の施行に関すること。</p> <p>7 道路交通関係法令の規定の違反の取締りに関すること。</p> <p>8 暴走族対策に関すること。</p> <p>9 交通反則行為の処理に関すること。</p> <p>10 道路交通関係法令の規定による道路の交通の規制に関すること。</p> <p>11 信号機、道路標識及び道路標示その他交通安全施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>12 道路交通法の施行に関する事務で乗車、積載及びけん引の許可並びに道路の使用の許可に関すること。</p> <p>13 通行及び駐車場の許可、通行禁止並びに駐車禁止適用除外指定車標章の作成及び交付に関すること。</p> <p>14 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の施行に関すること。</p> <p>15 交通規制に係る協議及び意見の聴取に関すること。</p> <p>16 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）の施行に関する事務で緊急通行車両の確認に関すること。</p> <p>17 運転免許に関すること。</p> <p>18 運転免許試験に関すること。</p> <p>19 運転免許に係る講習に関すること。</p> <p>20 運転免許の取消し、停止等に関すること。</p> <p>21 自動車教習所に関すること。</p> <p>22 その他交通警察に関すること。</p>	交通第一課	交通課	地域交通課	地域交通課	<p>1 警備警察の運営に関する企画及び調整に関すること。</p> <p>2 警備活動に係る指導及び教養に関すること。</p> <p>3 警備情報の収集及び分析に関すること。</p> <p>4 警備資料に関すること。</p> <p>5 拡声機の使用による暴騒音の規制に関する条例（平成4年大分県条例第48号）の施行に関すること。</p> <p>6 治安警備実施、警備及び警護に伴う犯罪の捜査に関すること。</p> <p>7 警備犯罪の取締りに関すること。</p> <p>8 治安警備実施に関すること。</p> <p>9 災害警備に関すること。</p> <p>10 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関すること。</p> <p>11 警備に関すること。</p> <p>12 警護に関すること。</p> <p>13 犯罪被害者支援（他の課の所掌に係るものを除く。）に関すること。</p> <p>14 その他警備警察に関すること。</p>	警備課	警備課	警備課	警備課	
<p>附 則</p>						<p>(施行期日)</p>				
<p>1 この訓令は、令和5年3月7日から施行する。</p>						<p>(大分県警察会計監査規程の一部改正)</p>				
<p>2 大分県警察会計監査規程（平成16年大分県警察本部訓令第19号）の一部を次のように改正する。</p>						<p>第2条第2項中「警務部会計課会計監査室長」を「警務部会計課企画・支援・監査室長」に改める。</p>				
<p>3 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部を次のように改正する。</p>						<p>(大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程の一部改正)</p>				
<p>3 大分県警察職員の標準的な職及び標準職務遂行能力に関する規程（平成28年大分県警察本部訓令第11号）の一部を次のように改正する。</p>						<p>別表第1の警視の項中「被害者連絡調整官」を「警視の階級にある被害者連絡調整官」</p>				

に改め、同表の警部の項中「警部の階級にある交通
事故事件捜査統括官」を「警部の階級にある交通
事故事件捜査統括官
警部の階級にある被害
者連絡調整官」に改め
る。